

第7号議案

中間市行政手続条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

中間市長 松下 俊男

## 中間市行政手続条例の一部を改正する条例

中間市行政手続条例（平成8年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条—第34条）」を「第4章 行政指導（第30条—第34条の2 処分等の求め（第34条の3）」に改める。

第2条第2号中「中間市の条例及び中間市」を「中間市（以下「市」という。）の条例及び市」に改め、同条第4号中「及び第4章」を「、第4章及び第4章の2」に改め、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同号イ中「もの」を「者」に改め、同条第6号中「本市」を「市」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第6号中「かかわる」を「関わる」に、「職員」を「又は職員」に改める。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第7条の見出し中「、応答」を「及び応答」に改める。

第13条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第3号中「取り扱い」を「取扱い」に改め、同項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項並びに第15条第1項及び第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第19条第2項中「いずれか」を「いずれか」に改め、同項第5号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

第20条第2項中「および」を「及び」に改める。

第22条第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条の見出し中「手続き」を「手続」に改める。

第30条第1項中「あたって」を「当たって」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条及び1章を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は

条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

#### 第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

中間市行政手続条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>    第1節 通則（第12条—第14条）</p> <p>    第2節 聴聞（第15条—第26条）</p> <p>    第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）</p> <p><u>第4章 行政指導（第30条—第34条の2）</u></p> <p><u>第4章の2 処分等の求め（第34条の3）</u></p> <p>第5章 届出（第35条）</p> <p>附則</p> <p>    （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>    第1節 通則（第12条—第14条）</p> <p>    第2節 聴聞（第15条—第26条）</p> <p>    第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）</p> <p><u>第4章 行政指導（第30条—第34条）</u></p> <p>第5章 届出（第35条）</p> <p>附則</p> <p>    （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p>

(2) 条例等 中間市 (以下「市」という。) の条例及び市の執行機関の規則 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。) 並びに福岡県事務処理の特例に関する条例 (平成11年福岡県条例第37号) 及び福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例 (平成11年福岡県条例第65号) により市が処理することとされた事務について規定する福岡県の条例及び福岡県の執行機関の規則をいう。

(3) (略)

(4) 申請 条例等 (第10条、第11条、第4章及び第4章の2においては、法令) に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分 (以下「許認可等」という。) を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア (略)

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ (略)

(2) 条例等 中間市の条例及び中間市の執行機関の規則 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。) 並びに福岡県事務処理の特例に関する条例 (平成11年福岡県条例第37号) 及び福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例 (平成11年福岡県条例第65号) により市が処理することとされた事務について規定する福岡県の条例及び福岡県の執行機関の規則をいう。

(3) (略)

(4) 申請 条例等 (第10条、第11条及び第4章においては、法令) に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分 (以下「許認可等」という。) を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア (略)

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をしたものを名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ (略)

(6) 市の機関 市の執行機関、消防本部（消防署を含む。）、環境上下水道部若しくは市立病院若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(7)・(8) (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導

(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接に与えられた消防吏員、消防団員又は職員によってされる処分及び行政指導

(7)～(9) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

(6) 市の機関 本市の執行機関、消防本部（消防署を含む。）、環境上下水道部若しくは市立病院若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(7)・(8) (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導

(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接に与えられた消防吏員、消防団員、職員によってされる処分及び行政指導

(7)～(9) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

（申請に対する審査及び応答）

第7条 （略）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

（1） 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア （略）

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ （略）

（2） （略）

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

（申請に対する審査、応答）

第7条 （略）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

（1） 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア （略）

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ （略）

（2） （略）

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りではない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取り扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りではない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在



判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(聴聞の主宰)

第19条 (略)

が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(聴聞の主宰)

第19条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1)～(4) (略)

(5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(6) (略)

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 (略)

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3～6 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となる

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1)～(4) (略)

(5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人又は保佐人

(6) (略)

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 (略)

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、および証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3～6 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人とな

べき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞の再開）

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）～（3） （略）

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 （略）

べき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞の再開）

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）～（3） （略）

（聴聞に関する手続きの準用）

第29条 （略）

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導に当たっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 (略)

(行政指導の方式)

第33条 (略)

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあたっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 (略)

(行政指導の方式)

第33条 (略)

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 (略)

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要

3 (略)

な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

#### 第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。